

令和2年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、近年における経済取引の広域化、国際化及びICT化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

1 査察調査の概要

【令和2年度の取組】

○ 検察庁に告発した件数は83件、脱税総額（告発分）は69億円

悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、83件を検察庁に告発、告発した査察事案に係る脱税総額は69億円でした。1件当たりの脱税額は総額分（80百万円）、告発分（83百万円）とも前年度より増加したほか、告発率（73.5%）は平成20年度以来の高水準となりました。

○ 消費税の輸出免税制度を悪用した消費税不正受還付・国際事案のほか、その他の時流に即した社会的波及効果の高い事案を積極的に告発

消費税事案及び国際事案では、金地金や中古自転車の輸出販売を偽装し、消費税の輸出免税制度を悪用した消費税不正受還付事案などを積極的に告発しました。

海外法人に対する架空原価を計上するなど、海外取引に絡む国際事案は、過去5年間で最も多い27件を告発しました。

その他、いわゆる貧困ビジネスや訪日外国人旅行者に人気のリゾート地における不動産事案など、時流に即した社会的波及効果の高い事案を告発しました。

【令和2年度中の主な判決】

○ 全国初の告発となった暗号資産事案について有罪判決が出されたほか、法人税法違反幫助の再犯者に実刑判決

暗号資産取引により得た利益を申告から除外し、所得税を免れていたとして全国初の告発となった暗号資産事案に有罪判決が出されました。

また、法人2社の脱税を助け容易にした協力者に対して、法人税法違反の幫助犯（査察事件単独・再犯者）として全国初の実刑判決が出されました。

2 重点事案への取組

令和2年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

(1) 消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案については積極的に取り組み、令和2年度は18件を告発しました。また、消費税の輸出免税制度などを利用した消費税不正受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案であることから、引き続き積極的に取り組み、令和2年度は9件を告発しました。

年度	平成 28	29	30	令和 元	2
告発件数	件 23	件 27	件 41	件 32	件 18

(注) 告発件数は、消費税不正受還付事案を含む。

(参考) 消費税不正受還付事案の件数及び不正受還付額

年度	平成 28	29	30	令和 元	2
告発件数	件 11	件 12	件 16	件 11	件 9
不正受還付額	百万円 748	百万円 540	百万円 1,909	百万円 323	百万円 384

(注) 1 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含む。

2 不正受還付額は、未遂の還付額を含む(加算税を除く)。

トピック1 金地金の輸出販売を装った消費税不正受還付事案を告発

消費税の輸出免税制度を悪用し、金地金の国内取引を輸出取引に仮装する手口により還付申告を行った消費税不正受還付事案を告発しました。

【事例】

A社は、国内の金地金取扱業者に金地金を販売(課税取引)していたものですが、香港法人に販売したと仮装する方法により輸出売上(免税取引)を計上し、不正に消費税の還付を受け、または免れていました。

(2) 無申告事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告によるほ脱犯について積極的に取り組み、令和2年度は13件を告発しました。

また、単純無申告ほ脱犯を適用した事案は7件を告発しました。

年度	平成 28	29	30	令和 元	2
告発件数	内6件 17	内8件 21	内10件 18	内11件 27	内7件 13

(注) 告発件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

(参考) 単純無申告ほ脱犯（故意の申告書不提出によるほ脱犯）の規定は、悪質性の高い無申告に厳正に対処するため、平成23年に創設されました。

トピック2 測量会社の無申告ほ脱事案を告発

測量業務等に係る売上代金を借名名義の預金口座に入金させるなどの方法により、所得を秘匿していた法人税の無申告ほ脱事案を告発しました。

【事例】

B社は、不動産売買に伴う測量、設計及び土地家屋調査業務を行うものですが、実質経営者であるCは、売上代金を借名名義の預金口座に入金させ、B社に売上がないよう仮装する方法により所得を秘匿し、法人税の確定申告書を提出しないで法定納期限を徒過させ、もって不正の行為により、法人税を免れていました。

トピック3 脱税指南コンサルタント会社の単純無申告ほ脱事案を告発

脱税指南により得た所得に係る法人税及び消費税の申告義務を認識していながら、確定申告を行わず故意に納税を免れていた単純無申告ほ脱事案を告発しました。

【事例】

D社は、異業種交流会や節税セミナーなどと称して集めた複数の顧客に対し脱税を持ち掛け、顧客の脱税を指南することにより、多額の報酬を得ていたものですが、法人税及び消費税の申告義務を認識しながら確定申告を一切せずに納税を免れていました。

(参考)

脱税指南を主導したD社の代表者及び脱税の指南を受けていた顧客2社については、架空経費を計上し、多額の法人税等を免れたとして、令和元年度に既に告発しています。

(3) 国際事案

経済社会のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国際的な脱税への対応が求められています。

このような状況の中、消費税の輸出免税制度を悪用した消費税不正受還付事案や海外に不正資金を隠すなどの国際事案に積極的に取り組み、令和2年度は過去5年で最多の27件を告発しました。

年度	平成			令和	
	28	29	30	元	2
告発件数	件 21	件 15	件 20	件 25	件 27

トピック4 在留外国人による消費税不正受還付事案を告発

国内で事業を行う在留外国人が、消費税の輸出免税制度を悪用して不正に還付申告を行った消費税不正受還付事案を告発しました。

【事例】

Eは、国内において中古自転車を仕入れ、アフリカに輸出していた在留外国人ですが、消費税の輸出免税制度を悪用し、実際の取引に基づかない、過大な金額の輸出免税売上及び仕入税額控除を故意に計上し、不正に消費税の還付を受けたとして告発しました。

なお、所轄税務署において還付を保留した消費税額についても、未遂犯として告発しています。

(参考) 消費税の不正受還付に係る未遂処罰規定は、悪質性の高い消費税の不正受還付事案に厳正に対処するため、平成23年に創設されました。

トピック5 海外法人を利用して法人税を免れた宝飾品製造会社を告発

宝飾品の製造により多額の利益があったにもかかわらず、事業実態のない香港法人を利用して架空の原価を計上した法人税ほ脱事案を告発しました。

【事例】

F社は、国内外からダイヤモンド等を仕入れ、宝飾品として製造・加工し、国内の宝飾品販売会社に販売するものですが、香港法人に対する架空の原価（材料費）を計上するとともに、香港に開設された同法人名義預金口座に不正資金を送金し、留保するなどの方法により法人税を免れていました。

(4) その他の社会的波及効果の高い事案

時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案に対して積極的に取り組みました。

トピック6 生活保護受給者に宿泊施設を提供する貧困ビジネス事案を告発

生活困窮者が受給した生活保護費を収入源とする、いわゆる貧困ビジネスによる利益の一部を除外していたグループ法人を告発しました。

【事例】

G社ほか3社は、ホームレスやネットカフェ難民等の生活困窮者に宿泊施設を提供し、受給した生活保護費から家賃収入を得ていたグループ法人ですが、現金で回収した家賃収入の一部を除外するなどして法人税を免れていました。

トピック7 北海道ニセコ地区における不動産業者の法人税ほ脱事案を告発

訪日外国人旅行者に人気のスキーリゾート地である北海道ニセコ地区において、外国法人向けの不動産取引を行っていた不動産業者を告発しました。

【事例】

H社は、北海道ニセコ地区において、外国法人等を相手に不動産取引を行うものですが、借名名義で不動産取引を行い、H社に収入がないよう仮装するほか、虚偽の請求書を作成して架空仕入高を計上する方法により法人税を免れていました。

3 不正資金の留保状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、その他に、不動産、有価証券、暗号資産及び高級車両の取得費用並びに海外カジノを含むギャンブル等の遊興費に充てられていた事例もみられました。

脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、

- 寝室ベッド下の収納スペースの中（法人税法違反）
- クローゼット内のスーツケースの中（法人税法違反）
- 個人及び関係法人名義で契約した貸金庫の中（所得税法違反）
- ウォークインクローゼット内のバッグの中（法人税法違反）

に現金を隠していた事例などがありました。

4 査察事件の一審判決の状況

令和2年度中に一審判決が言い渡された件数は87件であり、そのうち86件に有罪判決が出され、実刑判決が6人に出されました。なお、実刑判決のうち最も重いものは、査察事件単独に係るものが懲役2年6月、他の犯罪と併合されたものが懲役3年でした。

トピック8 全国初の暗号資産事案に有罪判決

暗号資産取引により得た利益を申告から除外し、所得税を免れていたとして全国初の告発となった暗号資産事案に有罪判決が出されています。

【事例】

Iは、ビットコイン等の暗号資産の取引を行い、多額の利益を得ていたものですが、同取引に係る利益を申告から除外する方法により所得税を免れていました。

Iは、所得税法違反の罪で、懲役1年（執行猶予3年）及び罰金1,800万円の判決を受けました。

トピック9 法人税法違反幫助の再犯者に実刑判決

法人2社の脱税を助け容易にした協力者に対して、法人税法違反の幫助犯（査察事件単独・再犯者）として全国初の実刑判決が出されました。

【事例】

Jは、K社及びL社が法人税を免れた際、その情を知りながら、K社及びL社から架空の雑損失又は不動産手数料名目で自身が代表者を務める会社名義の預金口座に入金させるなどし、当該各犯行を容易にしました。

Jは、過去に本件と同種の法人税法違反幫助により罰金刑及び執行猶予付きの懲役刑の有罪判決を受け、同執行猶予期間中に本件犯行に及び、罰金800万円のほか、懲役10月の実刑判決を受けました。

5 査察における取組

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年度は、悪質な脱税者に厳正に対処しつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの徹底などの感染防止策を講じた上で、効果的かつ効率的な査察調査の実施に努めました。

(2) データ活用の推進

査察を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、各種資料情報に係るデータを活用した事案の発掘に積極的に取り組んでいます。

特に、平成29年6月の組織的犯罪処罰法等の改正で租税犯がマネー・ローンダリングの前提犯罪となったことに伴い、国税庁は国家公安委員会・警察庁から「疑わしい取引に関する情報」の提供を受けていますので、金融機関等からの届出情報の充実に向けて金融庁等とも協議しており、当該届出情報を含めたデータ活用を推進しています。

6 参考計表

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目	年度				
	平成 28	29	30	令和 元	2
着手件数	178件	174件	166件	150件	111件
処理件数(A)	193	163	182	165	113
告発件数(B)	132	113	121	116	83
告発率(B/A)	68.4%	69.3%	66.5%	70.3%	73.5%

(2) 脱税額の状況

項目	年度					
	平成 28	29	30	令和 元	2	
脱 税 額	総額	16,106百万円	13,509百万円	13,999百万円	11,985百万円	9,050百万円
	同上1件当たり	83	83	77	73	80
	告発分	12,692	10,001	11,176	9,276	6,926
	同上1件当たり	96	89	92	80	83

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(3) 税目別告発事案の推移

イ 税目別の告発件数

区分	年度				
	平成 28	29	30	令和 元	2
所得税	27件	19件	14件	17件	8件
法人税	79	61	55	64	55
相続税	2	3	1	0	0
消費税	内11 23	内12 27	内16 41	内11 32	内9 18
源泉所得税	1	3	10	3	2
合計	132	113	121	116	83

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

区分	平成		令和		2
	28	29	30	元	
所得税	2,282	1,950	1,268	1,607	886
法人税	6,503	5,645	4,470	5,636	3,826
相続税	482	387	241	0	0
消費税	3,379	1,768	3,894	1,975	2,031
源泉所得税	46	251	1,303	58	183
合計	12,692	10,001	11,176	9,276	6,926

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

平成30		令和元		2	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
建設業	28	建設業	19	不動産業	26
不動産業	14	不動産業	19	建設業	15
人材派遣	5	人材派遣	10	クラブ・バー	4
クラブ・バー	4	下水道管調査	5	—	—

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

年度	①	②	有罪率 (②/①)	実刑判決 人数	③	④	⑤
	判決 件数	有罪 件数			1件当たり 犯則税額	1人当たり 懲役月数	1人(社)当 たり罰金額
平成 30	5 122	5 122	% 100.0	2 7	百万円 61	月 14.3	百万円 14
令和 元	9 124	9 124	100.0	4 5	47	15.5	12
2	3 87	3 86	98.9	2 6	57	14.1	13

(注) 1 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

2 ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。